

令和6年度（2024年度） 償却資産（固定資産税）申告の手引

市税につきましては、平素から格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
令和6年度の償却資産の申告をしていただく時期となりましたので、地方税法第383条
の規定により、令和6年1月1日現在所有している事業用資産についてご申告ください。
※廃業された場合でも、その旨を申告していただく必要があります。

申告書の提出期限は

令和6年（2024年）1月31日（水）です。

提出期限直前は混雑が予想されるため、

令和6年1月19日（金）までのご提出にご協力をお願いいたします。

【電子申告 eLTAXについて】

償却資産（固定資産税）の申告は【eLTAX：エルタックス】を利用した
電子申告が可能です。

利用手続等の詳細はこちら ⇒ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

- 具体的な利用方法等については、ヘルプデスクまでお問合せください。
電話番号 0570-081459（左記でつながらない場合は、03-5521-0019）



償却資産の申告について

1. 申告をしなければいけない人

令和6年1月1日現在、常滑市内に事業用資産を所有している法人または個人

2. 申告をしなければならない償却資産

土地家屋以外の事業の用に供することのできる固定資産で、法人税または所得税で減価償却の対象となる資産です。おおむね次のような資産が申告対象となります。

- (1) 税務会計上、減価償却の対象としている資産
- (2) 償却済資産または簿外資産であっても、事業の用に供することのできるもの
- (3) 遊休または未稼動の償却資産であっても、事業の用に供することができる状態にあるもの

種類別に例示しますと次のよう�습니다。

第1種	構築物	舗装路面（駐車場等）、広告塔（看板等）、門、塀、護岸、鶏舎（家屋認定されないもの）、テント倉庫※（家屋認定されないもの）、ビニールハウス等
第2種	機械及び装置	各種の産業用設備（製造業用・農業用・小売業用設備等）
第3種	船舶	業務用・作業用船舶、漁船、船外機等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	農業用機械、構内用運搬車・作業車、大型特殊車両等 (自動車税、軽自動車税の対象とならないもの)
第6種	工具・器具・備品	パソコン、ファクシミリ、エアコン、冷蔵庫、テレビ、音響機器、応接セット、棚・陳列ケース、机・椅子等

※ テント倉庫について

平成30年度「固定資産評価基準」の改正により、平成29年以降に取得されたテント倉庫のうち、家屋の要件を満たすものは家屋として課税されることとなりました。家屋の要件を満たす場合は家屋調査にご協力くださいますよう、お願ひいたします。

〈家屋の要件〉

土地に定着して建造され、屋根及び周壁またはこれに類するものを有し、独立して雨風をしのぎ得る外界から遮断された一定の空間を有し、その目的とする居住、作業、貯蔵等に用に供し得る状態にあるもの。

※ 債却資産の対象から除かれるもの

- ・自動車、軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車のように、自動車税及び軽自動車税の課税対象となるもの
- ・漁業権、特許権、その他の無形固定資産
- ・耐用年数1年未満または取得価格10万円未満の減価償却資産で、損金または必要経費に算入したもの

少額償却資産の取扱いについて

取 得 価 格	法 人 税、所 得 税		固 定 資 產 税 (債 却 資 產)
10万円未満	個 人	必 要 経 費	申 告 対 象 外
		減 価 償 却	申 告
	法 人	損 金 算 入	申 告 対 象 外
		減 価 償 却	申 告
		3 年 一 括 償 却	申 告 対 象 外
10万円以上 20万円未満	個 人	必 要 経 費	申 告
		減 価 償 却	申 告
		3 年 一 括 償 却	申 告 対 象 外
	法 人	損 金 算 入	申 告
		減 価 償 却	申 告
		3 年 一 括 償 却	申 告 対 象 外
20万円以上 30万円未満	個 人	必 要 経 費	申 告
		減 価 償 却	
	法 人	損 金 算 入	
		減 価 償 却	
30万円以上	個人・法人	減 価 償 却	申 告

※ 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例

租税特別措置法第28条の2及び同法第67条の5の規定により、青色申告書を提出する中小企業者に該当する個人・法人が、平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得し、かつ、事業の用に供する30万円未満の減価償却資産の取得価格を所得税法・法人税法上、必要経費または損金に算入することができる制度が設けられています。

ただし、30万円未満の資産で、この租税特別措置法が適用されていても、固定資産税(債却資産)に関しては、適用されませんのでご注意ください。

3. 申告書・種類別明細書の記入方法について

○申告書

- (1) 2部複写です。 1枚目を提出し、2枚目は控えとして保管してください。
- (2) 氏名欄にふりがなと電話番号を記入してください。
- (3) 個人番号はマイナンバーを、法人番号は国税庁から指定された番号を記入してください。
- (4) 決定価格及び課税標準額は、記入する必要はありません。

※記載例（1）を参考に、ご記入ください。

○種類別明細書（増加資産、全資産用）

常滑市においては、この明細書を減少用も兼用で使います。

- (1) 3部複写です。 1枚目と2枚目を提出し、3枚目は控えとしてください。
- (2) 減少のとき
 - ・打ち出されている資産のうち、減少分のものに線を引いて消してください。
(ただし、資産コードだけは残してください。)
- (3) 変更のとき
 - ・変更を要する部分に線を引き、正しいものをそのすぐ上に記入してください。
(資産の一部除却については、残存資産の価格を記入してください。)
- (4) 増加のとき
 - ・打ち出しきれていない欄に増加した資産の明細を記入してください。
 - ・取得年月の年号欄は、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記入してください。
- (5) 特例・非課税に該当する資産がある場合には、摘要欄へその旨記入してください。

※記載例（2）を参考に、ご記入ください。

4. 申告書の控について

申告書は2部複写のうち1枚目を提出し、2枚目の控用を保管してください。

種類別明細書は3部複写のうち1枚目と2枚目を提出し、3枚目の控用を保管してください。

郵送で申告書を提出される方も提出用及び入力用のみをご提出ください。控に受付印が必要な方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封して提出してください。

5. はじめて申告される方へ

はじめて申告される方には、白紙の申告用紙を同封しています。記載例を参考にして記入してください。種類別明細書には、令和6年1月1日現在所有している事業用資産を記入してください。該当する資産がない場合もその旨ご申告ください。

6. 申告されない場合または虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと遡及して課税されるばかりでなく、地方税法第385条の規定により罰金などを科せられことがあります。

評価の方法

1. 評価の基本

固定資産税における償却資産の評価は、税務会計上の減価償却計算と基本的には同じで、定率法によって計算します。

2. 取得価格

取得価格の算出方法は、所得税または法人税の取扱いと同様であります。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額は取得価格に算入されます。

3. 耐用年数

税務会計上用いられる耐用年数（耐用年数等に関する省令の別表第一、別表第二、別表第五および別表第六に掲げる耐用年数）を適用します。

4. 課税標準の特例

一定の要件（地方税法第349条の3、同法附則第15条および第64条）に該当する資産に対して、税負担の軽減をはかるため課税標準の特例が適用されます。

特例に該当する資産を新規取得された場合は、申告書に加えて「償却資産特例申請書」を提出していただく必要があります。該当する資産がある場合は、お手数をおかけしますが一度常滑市役所税務課へお問い合わせください。

5. 非課税

地方税法第348条に定める資産については、非課税とされます。

6. 免税点

課税標準額の合計が150万円に満たない場合は、償却資産に対する固定資産税は課税されませんが、所有する資産が増加・減少した、所有者の住所又は氏名に変わった、所有者が死亡した、市内の事業所等を廃止又は市外へ転出した、事業の廃止により申告すべき資産が無くなつた、などの場合は申告が必要です。

なお、前年度の課税標準額が150万円未満（免税点未満）で、前年度までの申告内容と変更なしの場合は、令和6年度申告分から申告の必要が無くなりますので、償却資産申告書の送付に代えて、申告書に関するご案内はがきを送付いたします。

7. その他

従来は、評価額と帳簿価格を比較していずれか高い方が決定価格となりましたが、平成20年度の地方税法改正により、20年度より評価額が決定価格となっております。

【参考】建物付属設備の家屋と償却資産の区分

設 備 等 の 内 容	家屋の所有関係			
	自己所有		借家(テナント)	
	家屋	償却資産	家屋	償却資産
1 工場における機械等の動力源である電気設備		◎		◎
2 冷凍倉庫における冷凍設備		◎		◎
3 ビル等における受・変電設備、蓄電設備、発電設備		◎		◎
4 中央監視制御装置、電話交換機		◎		◎
5 冷房用又は暖房用機器(ルームエアーコンディショナー等)		◎		◎
6 ネオンサイン、スポットライト、灯光器、スイギントウ		◎		◎
7 屋外に設置された給水塔、独立煙突、屋外供給本管		◎		◎
8 電気設備(1、3、4に該当するものを除く)	○			◎
9 給排水又は衛生設備及びガス設備	○			◎
10 冷房、暖房、通風又はボイラー設備(工場等における生産設備であるボイラー等を除く)	○			◎
11 昇降機設備	○			◎
12 消火、排煙又は災害報知設備、格納式避難設備	○			◎
13 エアーカーテン又はドア自動開閉設備	○			◎
14 床、壁、天井等仕上げ	○			◎

※ただし、家屋評価後に取り付けられた設備等については、上記の表の区分によらず、償却資産となることがあります。

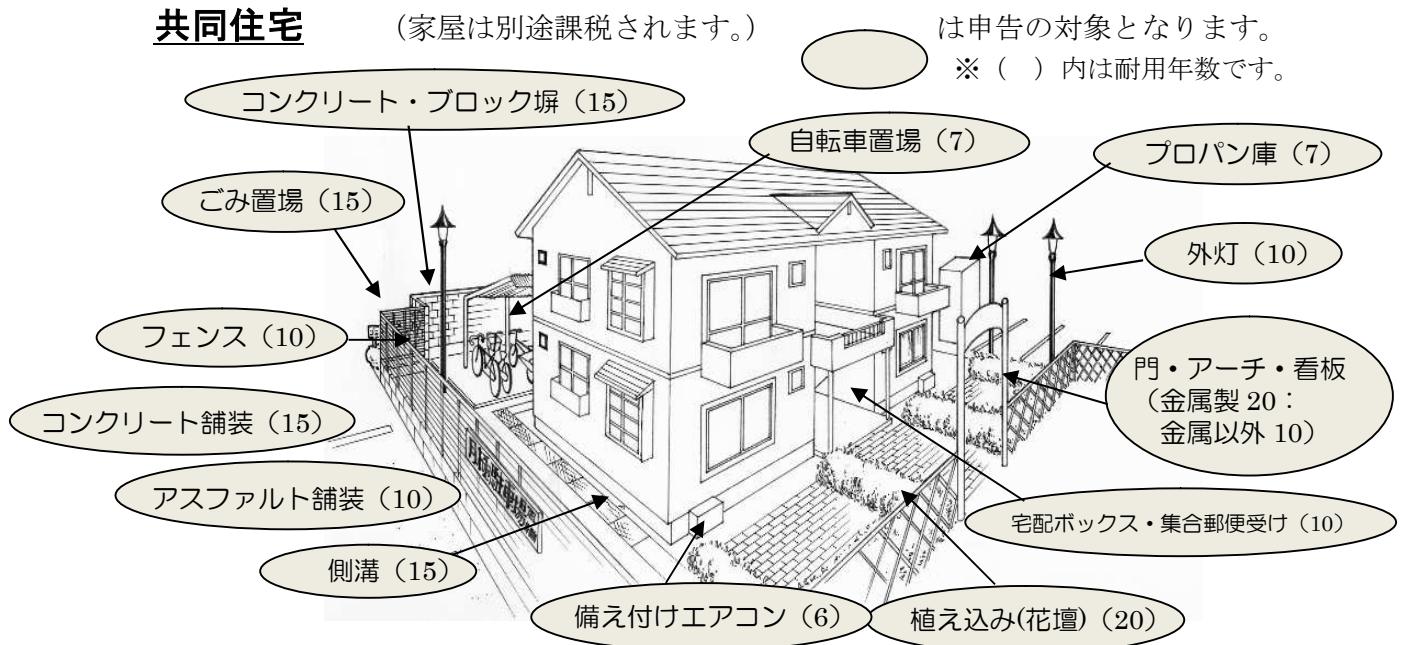
区 分	家 屋 に 含 め る も の	家 屋 に 含 め な い も の
電気設備	電灯コンセント配線設備、蛍光灯用器具、白熱灯用器具、電話配線設備、インターホン配線設備	自家用発電設備、受変電設備(キュービクル)、ネオンサイン、家屋と分離している屋外照明設備(庭園灯など)、分電盤から外側の配線、電話機、防犯カメラ、LAN設備
給排水 衛生設備	給水設備(受水槽を含む)、排水設備、衛生設備	屋外水道管、屋外配水管、屋外排水溝、配管のない瞬間湯沸器、独立した給水塔、屋外の浄化槽、屋外の受水槽
ガス設備	ガス設備(配管、バルブ、ガスカラン)	メーターから外側の配管
空調設備	空調設備、冷暖房設備、換気設備、換気扇、天井扇	ルームエアコン
屋外設備	鉄骨等非常階段、ポーチ、テラス、手すり	舗装路面、構内舗装(駐車場舗装等を含む)、門、塀、庭園、植込み、看板、広告設備、集合郵便受け、自転車置き場、フェンス、その他土地に定着した土木設備等
運搬設備	エレベータ	
その他		消火器、独立煙突、井戸

共同住宅

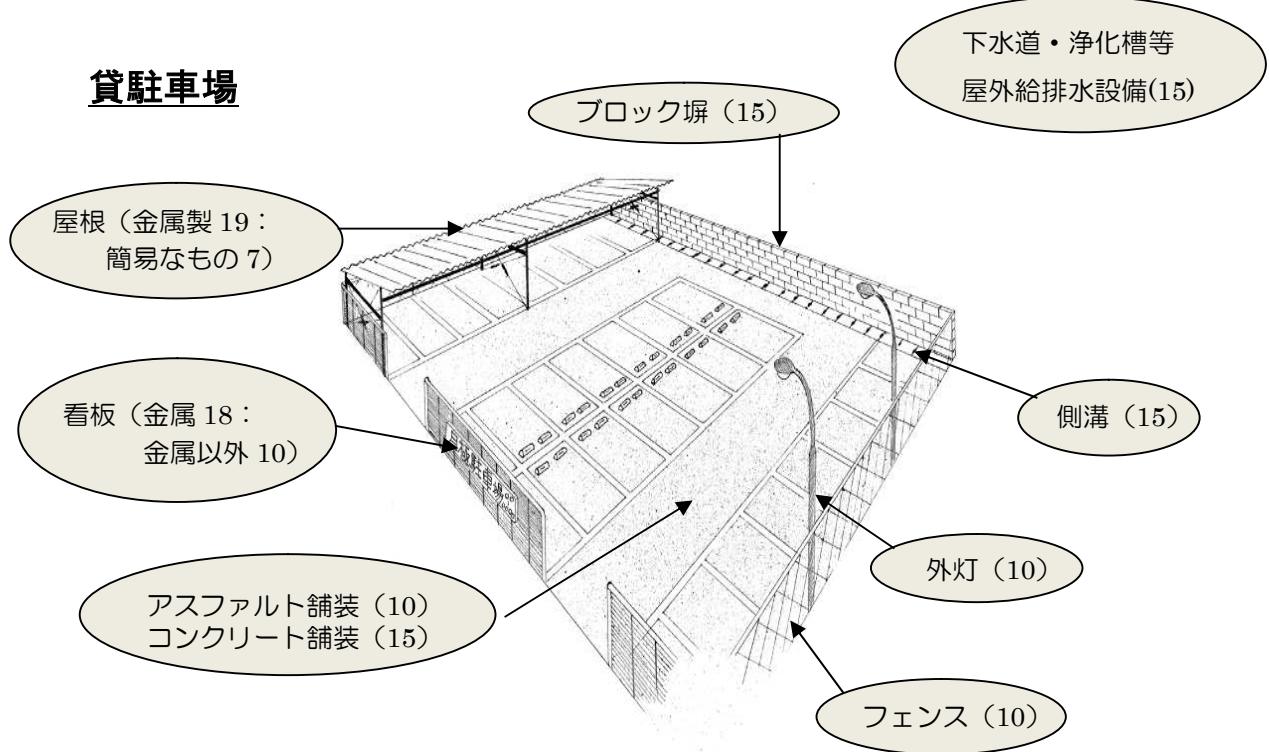
(家屋は別途課税されます。)

は申告の対象となります。

※()内は耐用年数です。



貸駐車場



※耐用年数は標準的なものであり、構造等により異なる場合があります。

種別耐用年数表（参考）

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却の耐用年数

建物（第1種）

構造又は用途	細目	耐用年数
簡易建物	木製主要柱が10cm角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	10
	掘立造のもの及び仮設のもの	7

建物附属設備（第1種）

構造又は用途	細目	耐用年数
電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水又は衛生設備及びガス設備		15
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（出力22KW以下のもの）	13
	その他のもの	15
昇降機設備	エレベーター	17
	エスカレーター	15
消火、排煙、火災報知設備、格納式避難設備		8
エヤーカーテン又はドア自動開閉設備		12
アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
店用簡易装備		3
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

構築物(第1種)

構造又は用途	細目	耐用年数
広告用のもの	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷のもの	15
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10
	ビチューマルス敷のもの	3

別表第二 機械及び装置の耐用年数(第2種)

番号	設備の種類	細目	耐用年数
1	食料品製造業用設備		10
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10
3	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備・黒鉛化炉	3
		その他の設備	7
4	木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備		8
5	家具又は装備品製造業用設備		11
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		12
7	印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4
		製本業用設備	7
		新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備	3
		その他の設備	10

別表第二 機械及び装置の耐用年数（第2種）

番号	設備の種類	細目	耐用年数
8	化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5
		塩化りん製造設備	4
		活性炭製造設備	5
		ゼラチン又はにかわ製造設備	5
		半導体用フォトレジスト製造設備	5
		フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5
		その他の設備	8
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備		7
10	プラスチック製品製造業用設備 (他の号に掲げるものを除く。)		8
11	ゴム製品製造業用設備		9
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備		9
13	窯業又は土石製品製造業用設備		9
14	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材、鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理用設備	5
		純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造用設備	9
		その他の設備	14
15	非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備	11
		その他の設備	7

別表第二 機械及び装置の耐用年数（第2種）

番号	設備の種類	細目	耐用年数
16	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造用設備	6
		その他の設備	10
17	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備	(20号及び22号に掲げるものを除く。)	12
18	生産用機械器具製造業用設備 (19号及び21号に掲げるものを除く。)	金属加工機械製造設備	9
		その他の設備	12
19	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備	(17号、21号及び23号に掲げるものを除く。)	7
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク製造設備	6
		プリント配線基板製造設備	6
		フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5
		その他の設備	8
21	電気機械器具製造業用設備		7
22	情報通信機械器具製造業用設備		8
23	輸送用機械器具製造業用設備		9
24	その他の製造業用設備		9
25	農業用設備		7
26	林業用設備		5
27	漁業用設備	(28号に掲げるものを除く。)	5
28	水産養殖業用設備		5

別表第二 機械及び装置の耐用年数（第2種）

番号	設備の種類	細目	耐用年数
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備 抗井設備	3
		掘さく設備	6
		その他の設備	12
		その他の設備	6
30	総合工事業用設備		6
31	電気業用設備	電気業用水力発電設備	22
		その他の水力発電設備	20
		汽力発電設備	15
		内燃力又はガスタービン発電設備	15
		送電、電気業用変電・配電設備 需要者用計器	15
		柱上変圧器	18
		その他の設備	22
		その他の設備 主として金属製のもの	17
		その他のもの	8
32	ガス業用設備	製造用設備	10
		供給用設備 鋳鉄製導管	22
		鋳鉄製導管以外の導管	13
		需要者用計量器	13
		その他の設備	15
		その他の設備 主として金属製のもの	17

別表第二 機械及び装置の耐用年数（第2種）

番号	設備の種類	細目	耐用年数
32	熱供給業用設備	その他のもの	8
33	熱供給業用設備		17
34	水道業用設備		18
35	通信業用設備		9
36	放送業用設備		6
37	映像、音声、文字情報製作業用設備		8
38	鉄道業用設備	自動改札装置	5
		その他の設備	12
39	道路貨物運送業用設備		12
40	倉庫業用設備		12
41	運輸に附帯するサービス業用設備		10
42	飲食料品卸売業用設備		10
43	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売業用設備（貯そうを除く。）	13
		その他の設備	8
44	飲食料品小売業用設備		9
45	その他の小売業用設備	ガソリン、液化石油ガススタンド設備	8
		その他の設備 主として金属製のもの	17
		その他のもの	8
46	技術サービス業用設備 (他の号に掲げるものを除く。)	計量証明業用設備	8
		その他の設備	14
47	宿泊業用設備		10
48	飲食店業用設備		8
49	洗濯業、理容業、美容業、浴場業設備		13

別表第二 機械及び装置の耐用年数（第2種）

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用年数
50	その他の生活関連サービス業用設備		6
51	娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備	11
		遊園地用設備	7
		ボウリング場用設備	13
		その他の設備 主として金属製のもの	17
		その他のもの	8
52	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備	5
		その他の設備 主として金属製のもの	17
		その他のもの	8
53	自動車整備業用設備		15
54	その他のサービス業用設備		12
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに 前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備	10
		その他の設備 主として金属製のもの (太陽光発電設備など)	17
		その他のもの	8

車両運搬具（第5種）

構造又は用途	細目	耐用年数
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・小型車（貨物自動車にあっては積載量が2t以下、その他のものにあっては総排気量が2ℓ以下のものをいう。） ・その他のもの 大型乗用車（総排気量が3ℓ以上のものをいう。） その他のもの	3 5 4
	乗合乗用車	5
	自転車及びリヤカー	2
前掲のもの以外のもの	自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・小型車（総排気量が0.66ℓ以下のものをいう。） ・その他のもの その他のもの	4 6
	二輪又は三輪自動車	3
	自転車	2
	フォークリフト	4
	その他のもの <ul style="list-style-type: none"> ・自走能力を有するもの ・その他のもの 	7 4

工 具（第6種）

構造又は用途	細目	耐用年数
測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）		5
治具及び取付工具		3
ロール	金属圧延用のもの	4
	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	3

工 具 (第6種)

構 造 又 は 用 途	細 目	耐 用 年 数
型 (型枠を含む。)、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	2
	その他のもの	3
切削工具		2
金属製柱及びカッペ		3
活字及び活字に常用される金属	購入活字 (活字の形状のまま反復使用するものに限る。)	2
	自製活字及び活字に常用される金属	8
前掲のもの以外のもの	白金ノズル	1 3
	その他のもの	3
前掲の区分によらないもの	白金ノズル	1 3
	その他の主として金属製のもの	8
	その他のもの	4

器具及び備品 (第6種)

構 造 又 は 用 途	細 目	耐 用 年 数
1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品 (他の項に掲げるものを除く。)	事務机、事務いす及びキャビネット ・ 主として金属製のもの ・ その他のもの	1 5 8
	応接セット ・ 接客業用のもの ・ その他のもの	5 8
	ベッド	8
	児童用机及びいす	5
	陳列だな及び陳列ケース ・ 冷凍機付又は冷蔵機付のもの ・ その他のもの	6 8

器具及び備品（第6種）

構造又は用途	細目	耐用年数
1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	その他の家具 ・接客業用のもの ・その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	5 15 8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
	氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気式を除く。）	4
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
	じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込み用又は劇場用のもの その他のもの	3 6
	室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	食事又はちゆう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの	2 5
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15 8
2 事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの	3 5
	電子計算機 パソコン（サーバー用を除く。） その他のもの	4 5

器具及び備品（第6種）

構造又は用途	細目	耐用年数
2 事務機器及び通信機器	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
	その他の事務機器	5
	テレタイプライター及びファクシミリ	5
	インターфон及び放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器 ・デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 ・その他のもの	6 10
3 時計、試験機器及び測定機器	時計	10
	度量衡器	5
	試験又は測定機器	5
4 光学機器及び写真制作機器	オペラグラス	2
	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡	5
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8
5 看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
	マネキン人形及び模型	2
	その他のもの ・主として金属製のもの ・その他のもの	10 5
	ポンベ ・溶接製のもの ・鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの	6 8 10
6 容器及び金庫		

器具及び備品（第6種）

構造又は用途	細目	耐用年数
6 容器及び金庫	ドラムかん、コンテナその他の容器 ・大型コンテナ（長さが6m以上） ・その他のもの 金属製のもの その他のもの	7 3 2
	金庫 ・手さげ金庫 ・その他のもの	5 20
7 理容又は美容機器		5
8 医療機器	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	血液透析又は血しよう交換用機器	7
	ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器 ・ファイバースコープ ・その他のもの	6 8
	その他のもの ・レントゲン等の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの 及び自動血液分析器	4
	その他のもの ・その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	6 3 10 5
	たまつき用具	8
9 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具		

器具及び備品（第6種）

構造又は用途	細目	耐用年数
9 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	パチンコ器、bingo器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	2
	碁、将棋、麻雀、その他の遊戯具	5
	スポーツ具	3
	劇場用観客いす	3
	どんちょう及び幕	5
	衣装、かつら、小道具及び大道具	2
	その他のもの ・主として金属製のもの	10
	・その他のもの	5
11 前掲のもの以外のもの	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	2
	シート及びロープ	2
	漁具	3
	葬儀用具	3
	楽器	5
	自動販売機（手動のものを含む。）	5
	無人駐車管理装置	5
	焼却炉	5
	その他のもの ・主として金属製のもの	10
	・その他のもの	5
12 前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8

農業用減価償却資産の耐用年数表

種類	項目	耐用年数
トラクター	・歩行型トラクター ・その他のもの	
耕耘整地用機具	・プラウ、ロータリー、うねたて機、パワーショベルなど	
耕土造成改良用機具		
栽培管理用機具	・田植え機、育苗機、は種機など	
防除用機具	・散粉機、噴霧機、草刈機など	
穀類収穫調整用機具	・自脱型コンバイン、精米機、刈取機（ウインドロウバーを除く、バインダーを含む。）、脱穀機など ・その他のもの（普通型コンバインなど。）	7
飼育作物収穫調整用機具	・モア、ヘーコンディショナー（自走式のものを除く。）、ハーレーキ、ヘーテッダー、フォレージハーベスター（自走式のものを除く。）など ・その他のもの	
果樹、野菜又は花き収穫調整用機具	・野菜洗浄機、掘取機 ・その他のもの	
その他の農作物収穫調整用機具	・い草分割機、い草刈取機、い草選別機、い割機、粒選機、収穫機など ・その他のもの	
家畜飼養管理用機具	・自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、ふ卵機、保温機、人工受精用機具など ・その他のもの	

受付印

令和6年 1月17日

常滑市長様	
所住 又は納税通知書送達先	愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5 内野 トカナ 丸山 1 3-3-5
氏名 法人について 法人にあつて はその名称及 び代表者の氏 名	株式会社 常滑製銅 代表取締役 常滑 太郎 (屋号)

※赤枠の中をご記入ください

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

第二十六号様式（提出用）		個人番号の場合は左詰めでご記入ください。		※ 所有者コード	
3 個人番号 又は法人 番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	8 短縮耐用年数の承認	9 増加償却の届出	10 非課税標準の特例	11 課税標準の特例
事業種目 (資本等の金額)	4 製銅業 (60百万円)	10 特別償却又は圧縮記帳	12 特別償却又は圧縮記帳	13 税務会計上の償却方法 <u>定率法</u>	14 青色申告 <u>有・無</u>
事業開始年月	5 昭和53年4月	11 課税標準の特例	12 特別償却又は圧縮記帳	13 税務会計上の償却方法 <u>定額法</u>	14 青色申告 <u>有・無</u>
ご連絡にあたる者の 氏名	6 常滑 岡野 一平 (電話 0569-35-5111)	15	16 借用資産 <u>有・無</u>	17 事業所用家屋の所有区分 <u>自己所有・借家</u>	18 備考（添付書類等）
代理人の氏名	7 佐藤 大介 (電話 0569-42-△△△△)	15	16 借用資産 <u>有・無</u>	17 事業所用家屋の所有区分 <u>自己所有・借家</u>	18 備考（添付書類等）
資産の種類	前年前に取得したもの(イ) +億 千 百 万 円 1 建物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計	前年中に減少したもの(ロ) +億 千 百 万 円 1 273,000 2 118,000 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	前年に取得したもの(ハ) +億 千 百 万 円 1 1,000,000 2 495,000 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	計((イ)-(ロ)+(ハ)) +億 千 百 万 円 1 873,000 2 500,000 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	市(区)町村内ににおける事業所等賃貸の所在地 賃主の名称等 ABCリース株式会社
資産の種類	1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計	1 2,730,000 2 118,000 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	1 1,000,000 2 495,000 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	1 873,000 2 500,000 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	該当する項目があれば、番号に○印を付けてください。 ① 増減あり ② 増減なし ③ 该当資産なし ④ 名義変更 ⑤ 住所変更 ⑥ 廉業(解散) ⑦ 新規

記載例 (1)

令和6年度
所 有 者 コード

所 有 者 コード	

種類別明細書（増加資産・全資産用）

減少分のものは線で消してください。

記載例 (2)

第二十六号様式別表一(提出用)

1枚のうち

常滑製鋼株式会社

1枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取 得 価額	減 価 残 額	耐 用 年 数	課 税 標 準	額	増 加 事 由	摘要
					年	号							
01	1	2	変電設備	1	3	53	4	1,900,000	15,0.	1	②	3,4	
02	1	11	平門柱	1	3	62	6	523,000	10,0.			1,2	
03	1	12	変電設備	1	4	1	7	350,000	15,0.			1,2	
04								0.				1,2	
05	2	14	50トンプレス	1	3	61	12	450,000	14,0.			1,2	
06	2	4	ポールバ	1	3	59	10	495,000	14,0.			1,2	
07	2	5	ポールバン改造	1	4	12	11	250,000	14,0.			3,4	
08								0.				1,2	
09	6	8	クーラー	1	4	19	5	830,000	6,0.			1,2	
10	6	10	複合機	1	5	1	7	980,000	5,0.			1,2	
11								0.				1,2	
12	2	N C旋盤		1	5	3	4	7,500,000	14,0.			①,2	
13	2	高速旋盤		1	4	29	7	2,000,000	14,0.			1,2	
14								0.				3,4	
15	6	冷蔵庫		1	5	3	11	180,000	6,0.			1,2	
16	6	エアコン		1	5	2	12	250,000	6,0.			3,4	
17								0.				3,4	
18			記載する必要 はありません。					0.				1,2	
			小計									3,4	

1	構築物	4	航空機
2	機械及び装置	5	車両及び運搬機
3	船舶	6	工具器具及び備品

3 昭和 4 平成 5 令和

特別に該当する資産は
新規取得されに場合
常滑市役所へ連絡へ
ご連絡ください。

※増加事由の欄には該当する番号に○印をつけてください
・増加の場合 1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動による受け入れ 4. その他
・減少の場合 1. 売却 2. 減失 3. 移動 4. その他

償却資産の申告についてのお問い合わせ・提出先

〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5
常滑市役所税務課 土地・家屋チーム

電話 0569 (47) 6105 (ダイヤルイン)
FAX 0569 (35) 6944
メール zeimu@city.tokoname.lg.jp

簡易にできる申告手続、正確で迅速な評価事務を期して評価計算を一品ごとに
電子計算機で処理いたしますので何分のご協力をお願ひいたします。

◎提出の際は、以下の点線で切り離し、封筒に貼ると、あて先としてご利用いただけます。

〒479-8610

愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5
常滑市役所税務課 土地・家屋チーム